

議員の寄附行為の禁止について

議員は、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。

地域の行事などで議員に対し会費が伴う行事などの案内をされる場合は、案内文に会費（他の参加者と同額の会費に限ります）を明記してご通知ください。

また、選挙区内の人へ年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。

さらに、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ	 病気見舞い	 入学祝、卒業祝	 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典（自ら出席する場合は除く）	 落成式、開店祝の花輪
 お祭りへの寄附や差し入れ	 お中元、お歳暮	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝（自ら出席する場合は除く）	 葬式の花輪、供花	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

表紙の説明

大藤学区防災訓練が9月9日に行われました。

日本赤十字弥富奉仕団の協力により、避難所での健康生活支援短期講習などを実施しました。また、小学生を主体に「いえまですごろく」を活用して、防災意識の向上を図るとともに、避難教育を行い、命を守ることの大切さを学びました（表紙写真）。

他に消防団による緊急物資搬送に伴うヘリ着陸誘導訓練（写真）を行い、防災や避難所生活の知識向上など防災意識を高めました。



12月定例会の開催日程(予定)について

12月定例会の開催日程（予定）につきましては、市長退職に伴い、現在未定です。日程（予定）が決定次第、市ホームページなどでお知らせいたします。